

サービス種別ごとの基準 【居宅介護支援】



この章では、居宅介護支援の基準について、特に令和6年度の運営指導で指摘のあった事項を改善の趣旨とともに解説します。

居宅介護支援

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
内容及び手続の説明及び同意について	1	(令和6年4月1日以前に契約を締結した利用者について)指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護等の割合について文書を交付して説明を行っていることが分からないものがあった。	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前6月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の割合、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき十分な説明を行うこと。 なお、この内容を利用申込者又はその家族に対し説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ること。 ※令和6年4月1日以降は努力義務



基準	No	指摘事項	改善の趣旨
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針について	2	アセスメントの記録を残していないものがあった。	解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者及び家族に面接して行わなければならない、当該アセスメントの結果について記録するとともに、5年間保存すること。
	3	サービス担当者会議について検討した内容や要点、課題について記録されていないものがあった。	利用者等の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めたことが分かるように記録すること。
	4	利用者に対して、居宅サービス計画を交付したことが記録上分からないものがあった。	居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。また、交付したことを記録しておくこと。
	5	居宅サービス事業者に対して、居宅サービス計画を交付したことが、記録上確認できないものがあった。	
	6	居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認したことが分からないものがあった。	指定居宅サービス事業者等に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。



基準	No	指摘事項	改善の趣旨
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針について	7	少なくとも1月に1回、モニタリングを実施していないものがあった。	モニタリングについて、特段の事情のない限り少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、かつ、モニタリングの結果を記録しておくこと。また、面接は原則、利用者の居宅を訪問することにより行うこととし、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接できない特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。
	8	モニタリングの記録が明確でなく、モニタリングを実施したことが確認できないものがあった。	
	9	モニタリングについて、利用者の居宅を訪問したことが記録上分からないものがあった。	
	10	介護支援専門員の変更に際し、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務(担当者会議等)を行っていなかった。	居宅サービス計画を変更する場合には、規定された居宅サービス計画の一連の業務を行うこと。
	11	医療サービスを居宅サービス計画に位置付けるにあたって、主治の医師等の指示を受けたことが記録上分からないものがあった。	介護支援専門員は、訪問看護等の医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、当該居宅サービス計画を、意見を求めた主治の医師等に交付すること。また、交付したことを記録しておくこと。
	12	医療サービスが位置付けられた居宅サービス計画について、当該計画を主治の医師等に交付したことが記録上確認できないものがあった。	



基準	No	指摘事項	改善の趣旨
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針について	13	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けるにあたり、その理由の妥当性を検討したか分からないものがあった。	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。また、必要に応じてサービス担当者会議においてその必要性を検証した上で、継続して貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載すること。
業務継続計画の策定等について	14	災害に係る業務継続計画が策定されていなかった。	指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。
	15	介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知したことが記録上分からなかった。	居宅介護支援事業者は介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。
設備及び備品等について	16	相談のためのスペースにおいて、利用者のプライバシーに配慮した区画となっていなかった。	専用の事務室又は区画について、遮蔽物の設置等により相談に対応するのに適切なスペースを確保し、相談の内容が漏洩しないよう配慮すること。



基準	No	指摘事項	改善の趣旨
感染症の予防及びまん延の防止のための措置について	17	当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていなかった。	感染症の予防及びまん延の防止のための指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。
	18	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、従業者に周知したことが記録上分からなかった	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員への周知徹底を図ること。
虐待の防止について	19	虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、従業者に周知したことが記録上分からなかった。	当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
その他	20	居宅介護支援の提供の開始にあたり、契約を締結していることが不明な利用者がいた。	他の施設への入所は契約終了とみなされる。契約終了した利用者に対し、再び居宅介護支援を提供する際は、利用申込者及びその家族等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項の内容について不備が無いように交付及び説明を行い、居宅介護支援の開始について同意を得た上で再度契約を締結すること。